

会 議 の 開 催 結 果

1 会議名	令和5年度(2023年度)第3回越谷市介護保険運営協議会
2 開催日時	令和5年(2023年)10月23日(月) 午後3時00分～午後4時15分
3 開催場所	市役所本庁舎8階 第2委員会室
4 会議の概要	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>(1) 令和5年度第2回介護保険運営協議会会議録について (2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について</p> <p>※ 会議の詳細は、別添会議録のとおりです。</p>
5 公開・非公開の別	公開・一部非公開・非公開
6 非公開・一部非公開の理由	
7 傍聴人員	1名
8 問い合わせ先	(担当課名) 介護保険課 Tel 963-9305 (直通)
9 その他	

令和5年度（2023年度）

第3回

越谷市介護保険運営協議会会議録

令和5年（2023年）10月23日（月）

市役所本庁舎8階 第2委員会室

越谷市介護保険運営協議会

(案)

令和5年度（2023年度）第3回越谷市介護保険運営協議会会議録

日 時 令和5年（2023年）10月23日（月）、午後3時00分～午後4時15分

場 所 市役所本庁舎8階 第2委員会室

出席者

委 員：星野会長、久保田副会長、三田寺委員、高橋(信)委員、加藤委員、菰田委員、中村委員、田中委員、得上委員、新美委員、平林委員、吉尾委員、青木(真)委員、堀切委員

事務局：山元地域共生部長、渡辺地域共生部副部長兼介護保険課長、小田地域共生推進課長、小林地域包括ケア課長、中村保健医療部地域医療課長、櫻田保健医療部副参事兼健康づくり推進課長、齋藤地域共生推進課調整幹、相田地域包括ケア課調整幹、会田介護保険課調整幹、山崎介護保険課副課長、
外5名

傍聴人：1名

《以下議事録》

1 開 会

司 会 では、皆様おそろいですので、ただいまより令和5年度第3回越谷市介護保険運営協議会を開会させていただきます。

越谷市介護保険条例施行規則第9条第2項の規定では、委員の過半数の出席により会議が成立することとなっております。

本日は、委員総数20名のうち14名が出席されておりますので、ここに会議が成立することをご報告いたします。

なお、佐藤委員、蔭山委員、北山委員、青木委員、高橋委員、本間委員につきましては、ご欠席との連絡をいただいております。

2 挨拶

司 会 それでは、開会に当たりまして、星野会長よりご挨拶をいただきたいと思います。星野会長、よろしく申し上げます。

星野会長 手短かに一言申し上げます。計画のほうは、過日打合せをした折、相当のタイトなスケジュールでしなければならないということを認識しております。ただ、

(案)

他方で今改めてこの福祉や高齢者の領域を見ておりますと、本当に不確定なことが多いというふうに思っております。何よりもやっぱり人材が確保できるのかとか、そしてそういうことに対して国は十分なお金を割けるのかとか、そういうことを考えると非常に不確定な要素が強い中で皆様のお知恵をいただき、少しでも現実的なものをこのタイトなスケジュールの期間に決めなければいけないということで認識しておりますし、また皆様に改めてお知恵をいただきたく存じます。ただ、今回につきましては、やはりこのシステムということを中心に置きますので、その点も踏まえていいシステムに向けてお知恵をいただきますように、ぜひよろしくお願ひいたします。

司 会 ありがとうございます。

次に、資料の確認をさせていただきます。事前に郵送させていただきました資料は6点となります。まず、会議次第、続きまして資料1と書いてあります「令和5年度第3回越谷市介護保険運営協議会」という冊子です。続きまして、別紙1と右上にあります「第9期計画施策の体系(案)各課一覧」、こちらはA3のカラーのものとなっております。続きまして、別紙2と右上にあります「第9期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)」、右側に概要版と書いてあるA3の用紙となっております。続きまして、「計画書(素案)冊子版」ですけれども、一番表側が第1章、計画の概要となった厚い冊子となります。最後に、「令和5年度第2回越谷市介護保険運営協議会会議録」、以上の6点でございます。こちらの資料につきまして足りない方がいらっしゃいましたらお申ひいただきたいと存じます。いかがでしょうか。

司 会 では、本日の審議におきましては、ご発言の際には挙手をしていただき、事務局よりマイクを手渡されてからお話しくくださいますようお願いいたします。また、本日の会議においても、会議録作成のため議事内容を録音いたしますので、あらかじめご了承ください。

それでは、会議の議事進行につきましては、越谷市介護保険条例施行規則第8条第2項の規定に基づきまして、星野会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、次第に基づきまして、皆様のところに今回介護保険の運営協議会ということで1枚、議事内容が配られていると思います。それに従って議事を進めていくこととなりますが、この運営協議会の議事内容については越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱第8条1項に基づき、公開原則となっております。

(案)

ります。改めてご了承願います。

では、事務局に伺いますが、本日会議の傍聴を希望される方はいらっしゃいますでしょうか。

事務局 傍聴者は1名いらっしゃいます。

議長 では、どうぞお入りください。傍聴される方、ご入室、お疲れさまでございます。

では、いつもながら同じことを申し上げさせていただきますが、傍聴される方につきましては会議中はその要領に示されておりますことを遵守いただけますようお願いいたします。

3 議 事

(1) 令和5年度第2回介護保険運営協議会会議録について

議長 それでは、次第に従いまして進めてまいります。本日、先ほど申し上げました議事内容を勘案いたしますと、約60分程度なのかなと思っております。今回は、先ほど来申し上げておりますように、どういうふうにシステムをつくっていくのかということになるかと思っておりますので、その旨ご理解いただいて、円滑な議事のご協力のほどよろしくをお願いいたします。

では、まず議題1、令和5年度第2回介護保険運営協議会会議録ですが、これは皆様にもう既にお送りさせていただいていることと存じます。特に事務局、何かご意見とか来ていませんよね。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 ということでございますが、何か加えてご意見とかご質問とかございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 では、一応これをもって承認ということでさせていただきたいと思っております。

(2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

①第9期計画 施策の体系と事業について

議長 それでは、次の議題に移ります。

これからが、私たち知恵を出さなければいけないことなのかと思っておりますが、議題2、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についての1、第9期計画施策の体系と事業について、これにつきまして事務局からご説明いただきたいと思います。

(案)

思います。

事務局 それでは、①番、第9期計画施策の体系と事業についてご説明いたします。皆様のお手元には、こういったカラー刷りのA3判横になっている、こちらの資料のほう、右側と左側の下のところにページ数が1と2と打ってあるものをまずお開きください。説明につきましては、着座にて失礼いたします。

第9期計画の施策の体系と各課の事業につきましては、前回、第2回の運営協議会で枠組みに関するご承認をいただきましたが、その後庁内の検討委員会、それから作業部会において検討を重ね、今皆様が御覧になっている別紙1の赤字のとおり変更を行いました。

大きな変更点を申し上げますと、まずこのA3判の右側の部分、下の部分に2ページと書いてあるところがございますが、主要施策の2の施策の柱3番、新規事業として掲げました高齢者虐待の防止について、介護保険課と福祉総務課を担当課所に追加いたしました。また、この主要施策2の柱の6番、表の一番下になりますが、災害や感染症に関することに対しまして、感染症保健対策課等も担当課として追記しております。

続きまして、裏面を御覧ください。左側のほう、3ページになりますが、主要施策の3、施策の柱(6)の7番といたしまして、新たに介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進を新規事業として追加いたしました。こちらにつきましては、国のほうで示す基本指針の案の中で新たな項目として追加されたため、本計画において追加したものでございます。具体的な取組といたしましては、施設等で事故が発生した場合の対応、それから老人福祉施設等危機管理マニュアルの周知徹底し、事故情報等の情報共有を図ることとして明記いたしました。詳細に関しましては、次の議事で使用しますが、こちらの皆様に郵送させていただいたこの計画書の冊子版の100ページ、こちらの100ページの上段のほうに記載をしております。

次に、また別紙1、3番の横の資料に戻りますが、主要施策4の施策の柱(2)の中の1、介護保険現場の生産性向上の推進ですが、以前は事務手続の改善による負担の軽減となっていました。こちらにつきましては、令和5年5月に公布されました全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律、この中で介護保険法の一部改正が行われ、それに合わせて、国の基本指針案の中でも重点項目として位置づけられている介護現場の生産性向上という言葉を用いることといたしました。事業内容につ

(案)

きましても、事務手続に特化することなく、介護現場の生産性向上につながる取組を広く行うように修正を行いました。詳細につきましては、先ほどの冊子版の104ページ、こちらの上段に記載をしております。

これら変更作業と並行いたしまして、現時点で国が明示をしている基本指針(案)との整合性の確保も行いました。現時点の基本指針は、あくまでも案となりますが、年末から年始にかけて国が確定したもの、これは告示するものとなりますが、詳細内容、特にフレームの部分につきましては今示されている案にのっとったものとなる見込みでございます。越谷市のほうの検討委員会及び作業部会の中で本計画に掲載する内容に関して、この基本指針(案)を反映したものであることの確認を行い、本日皆様のお手元に配付している別紙1としてご提示しているものでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

議長 確認させてください。要は、前回この柱とかについては実際ご説明いただいたと。ただ、実際それにひもづけする事業が何かということの詳細についてはまだできていない部分もあったので、今回それを周知するという、そういう理解でよろしいですか。

事務局 はい。

議長 ということです。だから、基本的な柱の部分はあれで、当然それに伴う事業の部分、それからあとアプリの件とかも前回非常に盛り上がったのかなという感じもいたしますが、そういったところを含めての今回、前回お示ししたものに対して肉づけ修正したものという理解でよろしいのかなと思うのですが、皆様のほうから何かこの点についてございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 では、前回の継続ということで、そういった事業の当てはめをしたということだと思いますので、次の議題に移らせていただきたいと思います。

(2) 高齢者保険福祉計画・介護保険事業計画について

②第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の素案について

議長 それでは、次に2の②、第9期計画の素案について。

では、事務局から説明をよろしくお願いします。

事務局 それでは、皆様お手元に事前に郵送させていただきましたこちらの冊子、表紙のところは第1章計画の概要と書いてある、こちらのほうをお手元にご用意

(案)

いただきたいと思います。

それでは、議事の②でございます。第9期計画の素案についてです。この第9期計画の冊子の構成に関しましては、第8期計画と同様の章立てを予定しております。この構成につきましては、まず皆様のお手元の資料の表紙になっております第1章、計画の概要、それからページを振っているのですが、ちょうどこの第2章というところがページが振られていないのですが、10ページからになります。実際内容は13ページからになるのですが、第2章といたしまして高齢者等の現状と課題。それから、次が35ページになります。実際は37ページから文言が書かれておりますが、第3章といたしまして日常生活圏域と2040年等のすがた。それから、45ページ、実際は47ページから記載がございますが、第4章、施策の展開、こちらは先ほど説明したA3判の1枚の紙になっているものの中の詳細な事業が、こちらのほうの第4章で記載されております。それから、119ページでございます。こちらは今回掲載しておりませんが、第5章といたしまして介護保険事業の展開、こちらに記載される内容につきましては、保険料推計や給付分の推計になります。それから、123ページになりますが、第6章、計画の推進と進行管理、これはこの計画のPDCAサイクルについてが記載されているものです。それから、最後、資料編ということで、この構成を予定しております。

先ほども説明しましたが、第5章の部分、それから資料編がないものを本日委員の皆様のお手元には配付をさせていただいております。第5章につきましては、サービス見込み量、それから保険料推計に関するもので、こちらについてはパブリックコメントの対象外となることから、題目のみの本日は記載となっております。資料編のほうにつきましても、パブリックコメントの対象からは外しますが、こちらにつきましては各事業の目標値の再掲、それから13地区の状況を掲載する予定でおります。

第1章から第4章に関しましては、これまでの会議の中で協議、検討してきた内容を反映させていただいております。かいつまんで説明をさせていただきますが、まず第2章の部分でございます。13ページをお開きください。こちらにつきましては高齢者人口の状況ということで、キャプションとグラフのほうを掲載しております。グラフにつきましては、うっすらと網かけをしておりますが、今令和5年度までの数値が出ているものと、まだ集計をしているものがございますが、今までの高齢者人口の流れでございますので、こういった表

(案)

を掲載する予定ではありますが、若干表の統一感がまだ整えられておりませんので、パブリックコメントのときにはこの表の見方、太さ、そういったものを統一していく予定でございます。

続きまして、第3章になります。37ページからのものになりますが、39ページをお開きください。39ページ以降は、将来人口の推計、それから高齢者人口等の推計が2040年の分まで掲載する予定でございますが、こちらにつきましてはまだ集計ができていない状況でございますので、パブリックコメント前までには差し替えを行うとともに、その数値に合った形でのキャプション等を掲載する予定でございます。

次に、第4章の内容をご説明いたします。事業につきましては幾つかご紹介というような形を取らせていただいておりますが、まず新規事業につきましてでございます。56ページをお開きください。56ページにつきましては、前回の運営協議会のほうでも話題になりましたきらボ、越谷きらきらポイントについての説明でございます。

続いて、63ページをお開きください。63ページにつきましては、重層的支援体制の整備事業についての記載を掲載しております。

続きまして、73ページをお開きください。73ページにつきましては、高齢者の虐待の防止についての記述でございます。

それと、最後100ページになりますが、こちら先ほどの議事の中でご紹介いたしました介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進となります。この4件が新規事業として第8期計画より新たに追記した事業でございます。

次に、今こちらのほうで幾つか数値目標を出しているものがあるのですが、これは第5章の給付費の推計が確定していないことから、今後変更する可能性がございますが、第9期計画における施設整備について、現時点での考え方をお伝えいたします。

88ページをお開きください。88ページの上から2つ目に数値目標と書いてある表がございますが、こちらが第9期計画における地域密着型サービスの整備数を記載しております。令和8年度の目標といたしまして、幾つの施設を造るかということで掲載をしておりますが、グループホームについては2施設、小規模多機能型居宅介護施設については1施設、定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては1施設、看護小規模多機能型居宅介護が1施設となって

(案)

おります。これ、令和4年と8年を比較いたしますと、例えば一番上の認知症対応型共同生活介護、3施設増えているように見受けられますが、これは令和5年度に1施設開設をいたしますので、次期、第9期計画においては2施設というような見方になっております。

続いて、同じページの一番下の段の表でございます。数値目標といたしまして介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームでございますが、こちらにつきましては1施設、これは現在1施設建設中でございますので、次期計画の中では1施設ということで予定しております。その次の介護老人福祉施設の改修増床というものでございますが、こちらにつきましては新規の事業ということで今考えておりまして、このコロナ禍におきましてサービスの形態が少し変わってきて、利用者が減っている事業がある。もしくは、ユニット型にしないとやはりなかなか感染症で対応できないというご意見がございましたので、そういった改修増床にする施設として2施設を今のところ予定として挙げております。

続きまして、90ページをお開きください。90ページの一番下のところの数値目標でございますが、特定施設入居者生活介護、こちらにつきましては100床を予定しております。これは、一般的な有料老人ホームとかサービス付き高齢者向け住宅、これをいわゆる介護付きとするためのものございまして、令和5年度に66床増設いたしましたので、次期計画の中では100床増床ということで今のところは予定しております。

続きまして、91ページでございますが、こちらにつきましては大規模修繕でございます。これは、第8期計画で新規で始めた事業でございますが、現在選定のほうも終わりました、今契約が終了したということで選定した事業者から報告がありました。次期計画の中では、今事務局の中では1もしくは2施設ということで予定をしておりますので、こちらにつきましては3施設以内というような表記になっております。

続いて、101ページをお開きください。101ページから104ページにかけては、介護人材確保に係る内容を掲載しています。前回の第2回の運営協議会の中で委員から介護職、特にケアマネへの処遇改善といった対策を図るべきではないかというご意見をいただきました。詳細は、皆様のお手元にお配りしている会議録、こちらの会議録の16ページの中段ぐらいに記載があるのですが、今の介護職の人材確保、つまり人口減少もそうですし、ケアマネ自

(案)

体の処遇がやはりないということで、そういったものを検討してはいかがかということでご意見を頂戴したところでございます。事務局といたしましても、処遇改善の加算に類似したものを補助金として交付できないかとか、そういったところの検討を行いました。ケアマネさんに給与に係るような部分を市が単独で、かつ恒常的に交付していくことは現時点では困難であると。それから、こういったものはいわゆる補助金というものをつけた場合に、場合によって予算が潤沢な自治体で介護職の取り合いみたいな形になってしまうのではないかと。それから、もう一つは、国においていわゆるケアマネさんの処遇改善についての議論がされているということ踏まえまして、今回につきましては事業化を見送らせていただいた経緯がございます。

最後になりますが、本件の冊子につきましてはかなりのボリューム数になっておりますので、時間が限られた今日の本会議の中で全てのご意見をいただくことはなかなか難しいものと考えております。このため、今日質問、ご意見等が提示されなかったとしても、事務局といたしましては今月末の10月31日まで、委員の皆様からの意見を頂戴したいと考えておりますので、本日お伝えできなかったご意見等もしございましたら、大変お手数をおかけいたしますが、事務局宛にご連絡をいただきたいと思っております。

なお、委員の皆様へ配布したものと同様のものにつきましては、現在越谷市の検討委員会と作業部会にもこれを配布いたしまして、同じく10月末日まで修正依頼を行っています。10月31日までにいただいたご意見等につきましては、事務局で確認を行いまして、反映可能なものにつきましてはパブリックコメントで公表する資料に反映していきたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

今お話いただいた中で、パブリックコメントという言葉が出てまいりました。ちょっと議題は前後してしまうのですが、皆様へイメージをしていただくべく、パブリックコメントをいつ頃から想定しておられるか、これだけ簡単に説明してください。そうでないと、皆様何でこんなに急がされるのか分からないですよ。

事務局 失礼いたしました。今日お配りしております、右上に資料の1と書いてあるこちらの資料の一番最後のページ、4ページとあるところ、こちらを御覧ください。こちらにつきましては、次の工程のところでも説明する予定でございます。

(案)

したが、パブリックコメントの今後のスケジュールにつきましては、11月21日から12月の20日、約1か月です。現在の障害福祉課のほうでも別計画を策定しておりまして、同じ期間で行う予定であります。

ただ、この11月21日にパブリックコメントを行う前に、これは本市の都合ではございますが、市の中で政策会議というものがございまして、これが11月の中旬にパブリックコメントの素案を審議いたしまして、11月の21日に公開していくというような流れになっております。

雑駁ではございますが、パブリックコメントのタイムスケジュールについては以上でございます。

議長 ということ、後でまた10月31日まで受け付ける、その後の対応についていろいろとまたお話ししたいこともございますけれども、いずれにせよこれぐらいのタイトなスケジュールで動かざるを得ないということになるかと思えます。しかも、内部稟議等の関係を考えますと、この辺りのスケジュール、10月31日はもうすぐではないですかという感じなのですが、それはそれといたしまして、そういう感じの中で動かざるを得ないということになるかと思えます。

改めて、皆様からご意見とかご質問とかあればお寄せください。何かございますでしょうか。

A委員 今質問の範囲は、②の中の全体の中でということよろしいですか。そうしましたら、88ページの地域密着型サービスの充実の数値目標のところなのですが、3年前ほどの運営協議会だったかと思うのですが、施設を建てても介護職が横移動するという話がありまして、介護人材が追いつかないと、施設数が増えても、そこの入所ができる、施設サービスを利用できる人が増えるということにはなかなかつながらないといった議論が過去にあったのですけれども、今回9期計画の中でこの数値目標、依然として施設数が増やしていく路線であるというところについて、こういった予測があって、このように市の施設整備をしていきたいというような大まかな方向性というのがあれば教えていただきたいのですけれども。よろしく願いいたします。

議長 重要なことですね。箱を造っても、中のサービスがないということになってしまうといけないと。今逆に言うと、サービスの質が物すごく問われたりする。では、事務局からお願いいたします。

事務局 A委員からご質問のありました地域密着の施設数、整備、造るだけであって

(案)

も、介護人材がなかなか確保できないのではないかと。確かにおっしゃるとおりであります。事務局側として、この施設数に、今のところまだ予定ですが、ここで掲げた数字につきましては、まず一つは、まだここに出してはいないのですが、第9期計画の給付の推計、伸びですね、今までの第8期、第7期の推計というところで一つ出しているのと、もう一つは事務局のほうでケアマネさんとか幾つかの介護事業者に、今越谷市でどういった施設が不足しているか、またご利用者さんがどういったニーズがあるかということで、それを踏まえてここに今掲げているものでございます。

確かにおっしゃるように、前回も特養のほうでも議論になりましたけれども、新しい施設を造ってしまうと、従業員の方が新しいほうに移ってしまうのではないかと。いうところの中で、そこでやはり定着化というのを事務局としてもしっかり考えなくてはいけないのではないかと。いうことをいただいたところでございます。

また、人材確保ということと施設整備というのが2つの大きな車輪にはなっているかと思うのですが、事務局といたしましては給付費の推計と、それからいわゆるニーズ、そういったものでこの数値のほうを掲げたところでございます。

以上でございます。

A委員 特に定期巡回・随時対応型訪問介護看護といったところが3施設から5施設、これが一つ分かりやすいイメージかなと思って挙げさせていただきましたが、今現在越谷市の北西部と南西部、それから東部というふうに分布されてきています。こちらは介護職員、看護職員が1日に複数回、時間を置いてサービスで巡回して、提供するといった形態なのですけれども、これが地域格差が出ないように、均等に例えば施設整備をしていくために北西、北東、南東、南西、中央とかというふうに考えていらっしゃるのか。恐らく越谷市の地区の中でも平等で住民がサービスを受けられるように考えていくとかの考えも必要になってくるのかなと思うのですけれども、今まで小規模多機能とか、ほかのサービスにおいても若干地域の配置のされ方のばらつきとか、そういったところも多々あるかと思っておりますので、その辺もご配慮いただけたらいいのかなと思うのですが、その点はいかがでしょう。

議長 人員のほうはいいですか。確保できるかとか。

A委員 この次で。

(案)

議長 ではまず。でも、大切なことです。特養とかの配置とか考えるでしょうから。では、そこまでこちら市として物を言えるのかということも含めて伺います。

事務局 今回の定期巡回というところで絞ってみますと、数がまずは越谷市内にかなり少ないというところで、今までの計画ですと恐らく公募をかけて手を挙げてくれば、どこの地域でも越谷市としては上がってきて、いい計画であれば採用としているというふうになっております。確かにほかの自治体の計画を、8期とかのを見てみますと、日常生活範囲のこの地域にこの密着ということで、ずばっとロックオンしているところもあるのです。越谷市については、なかなか民間が参入する中でそこまでやってしまっているのか、計画でうたってしまっているのかということもありますので、ここには明記はしていませんが、ただA委員が言うように、例えば北部、南部、東部にはあるけれども、西のほうにないということであれば、当然我々のほうとしても仮にこれを1施設造りますよと決まったときに、公募要項とかで、例えば西部地域のほう、これは公にはしないかもしれませんが、西部地域のところに出してきた計画を少し加点して採択するとか、そういったところも見られると思います。もしくは、ずばり例えば西の地域だけに限定しますよということでのうたい方もあるかと思いますが、ここについてはどういった募集の仕方にするかというのは、今後の議論になるかと思いますが、ただ、委員がおっしゃることもごもっともだと思いますので、そういったところでサービスにばらつきがないような形で選定はしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長 まず、この解でいいですか。

A委員 ありがとうございます。

議長 考えておくということでございます。

次、お願いします。

A委員 それから、人員のお話だと思うのですが、頒布は今されているかは分からないのですが、既存の特別養護老人ホームでしたり、介護老人保健施設であったり、そういった施設系のところで満床稼働をしているところ、100床の施設であったとしたときに、恐らく場合によっては、施設によっては10床閉鎖している、休床させているというような施設もあろうかと思うのです。その辺の稼働状況とかも、本当にベッドが足りないとかどうかというところが一部見えてくるところがあるのかなと思うのですが、その辺はどう

(案)

ですか。恐らく難しいのかなと思うのですが。

事務局 市内14か所、特養ございまして、その稼働率なのですが、ちょっと今私の手元にはないのですが、これも前回、市内特養に調査をかけまして、どれぐらいの稼働がありますかというところで行っています。全てのところにはご回答いただいていないのですが、ほぼほぼ満床。ただ、特別養護老人ホームについては、介護保険法では老人福祉法の関係もありまして、急遽措置をすとかという場合もございまして、やっぱり満床にはなかなかさせない。1か2か開けているところもあるのかなと思うのですが、全体の調査の結果ではほぼ満床に近い形であるのかなと。ちなみに越谷市内の待機者数というのは、今現在においても大体300から400近くまでまだ待機者数がございまして、そういったところを見ますと、近隣の例えば越谷と接しているところが県の計画でどれくらい特養造るのかというところもあるかと思うのですが、やはりまだ300から400、待機されている方がいらっしゃるという現実があるとなると、特養についてはあと1施設は必要ではないのかなというふうに考えています。

以上でございます。

A委員 先ほどの満床稼働というのが、100床の施設が100床受入れをしてくれているのか、例えば80床だけ病床というか、介護施設として使っていて、その80床が80床稼働していても満床という言葉になったりすると思うのですが、100床が100床稼働しているという意味でよろしいですか。

事務局 今委員がおっしゃっているのは、恐らく特養が入っているところ、お部屋が空いているところを短期入所施設とかで空床利用している場合があるのではないかなというふうなおっしゃられている。とは違うのですか。

A委員 もちろん空床利用のショートステイとしてというのもあると思うのですが、それもごく一部だと思うのです。5床とか10床とかで施設運営されていると思うのですが、100床で80床だけ、職員がいなくてベッドを使っていて、空床利用の例えばショートステイ用のところは5床、15床が今使えていないという施設とかがあるのではないかなという意味で、フル稼働、満床というのが80床または85床を使っている中で80床、85床が全部使っていますという回答な気もしたのですけれども、その点、10床、15床とかが空いている施設とかはないのですか。

議長 要は、本来の定員数を満たしているかどうかです。それはやったのでしょうか。

事務局 我々の調査といたしましては、あくまでも特別養護老人ホームの定員数とい

(案)

うのが越谷の場合80だったり100だったり、あともう一個はたしか120もあったとは思いますが、その定員に対して満床ですか、それとも空床はありますかということで聞いているのです。

今委員がおっしゃるように、もしかして人材が足りなくて、本当は100床で稼働したいのだけれども、やむなく80で抑えているかどうかというところまでは、ちょっとそこまでは我々も確認ができていない状況でございます。

以上でございます。

議長 ほかには何かありますでしょうか。

B委員 施設が足りないとかというような話も当然ながら役所としてはあるのでしょうけれども、中身の問題をちょっと危惧するところがある。よくテレビなんかで介護施設のいじめだとか、今回もなっています。果たして、造ります、新しいものできました、それを各項目、これはみんな入っているか限らないですけども、人間同士ですから、果たして充実感があるかないかというのがあるのですけれども、つかみ切れないですけども、果たして問題を把握しているのかということだ。中身の問題だ。それを市としては調査しているのか。あるいは、現場に書類を出すのではなくて、悪いことをしているから立ち入れと言っているのではないのだけれども、やはりそれは人間同士の毎日の生活ですから、その辺をしっかりと把握しながら、問題点があれば解決をするという、そういった形のほうをフォローアップをいかに市としてやれるかということが一番問題なのかなと思うのです。

そんなようなことで、職員さんも大変ですけども、地区ごとにありますから、ぜひ充実を図るといふ。越谷はすごいよと。福祉に関しても本当に充実しているよと世間から言われるようにいきたいね、30万都市ですから。やはりそれに誇りを持って、当然ながら自慢話できるような、そういうような形の施設がいっぱいできればいいなと思うのね。事件あってから事は対応しますよというのはそれは遅いので、ぜひそのような組織というか、活動を途切れなくやっていただいて、それでこの会議においては報告もしてもらいたい。いい面、悪い面、問題点、実はこういうことがあったのですよと。

それで、今日の進め方、ちょっと問題点があるのだと思うのだけれども、飛び過ぎだよ。何ページ、何ページと。あれでは会議にならない。1章やるのなら1章ずつやって、それでは次というふうに。レジュメができていますから、大変申し訳ないですけども、1時間でこれをやるといっても分かるの

(案)

ですけれども、やっぱり進め方も。どんどん、どんどん進んでしまったら、何が何だかさっぱり分からない。一つ一つ精査しながらやるという形で進めていただければありがたいなというふうに思っています。

話は2点です。以上です。

議 長 まず、1点目、今まで出てきた議論の中で、ニーズがあるから建てることになるだろう。そこまではいい。だけれども、今おっしゃったように、そこで本当にちゃんとしたサービスができています。いい人がちゃんと来ているの。その点です。それをちゃんと行政の側でできているのかと。

おっしゃるとおり、これだけの膨大な資料なので、1時間で、進め方においては確かにそういった意味で課題もあったと思います。まず、少なくとも建てるということも必要が出てくるだろうということは前提としつつ、質の保証ということについて越谷としてはどういう取組をする予定かという、そこら辺について何か事務局のほうからあれば、それを教えていただきたいと思います。

事 務 局 まず、今B委員からご指摘がございました。前回もそうだったと思うのですが、進め方というところです。この辺につきましては、事務局のほうで工夫が足りなかったというところは申し訳なかったと思います。次回以降、このところを少し検討させていただきたいと思っております。

それから、もう一点、介護職員は、例えば施設でいじめに遭っているとか、質の確保とか、そういった方が孤立してしまっていて、例えばそれで離職してしまわないように何か取り組んでいるかということでございますが、越谷市のほうは介護職員向けの相談会というのを月に1度、これは午前中と夜間に時間を設け、介護保険課の窓口で相談業務を行ってしまうと、例えば施設の方とかがいろんな申請で来ますので、何であの人来ているのだろうということでも身元がばれてしまったりすると。これはよろしくないもので、別室を設けて相談会というのをやっているのです。

ただ、実際のところ、皆様介護職としてお忙しいので、なかなか市が月に1回、この日と決めたときに、その方のシフトがあって相談に来られるかということ、なかなかそれはできないのですけれども、ただ市の職員と、それからこれは久保田副会長のところの埼玉県立大学の教授の方にご協力をいただいて、専門職の方が相談に乗るというのが一つと、もう一つはやはり介護の現場で働いている人が、そういうご相談を伺わないとなかなか寄り添えないだろうということもありますので、これは介護保険のサービス連絡協議会のほうに、もしそ

(案)

ういう介護職、同じ立場の方から相談を受けたいというようなご連絡があれば、連絡協議会のほうに、例えばこういうサービスの相談に乗っていただける方がいませんかということで、ピアサポート方式と申しますが、そういった取組をして、これは毎月広報のほうに介護相談という形で掲載しております。なかなかこういった事例を取り組んでいるのは近隣では珍しくて、結構県内とか、隣接した市町村のほうからどういうふうにやっていますかということの問合せはいただいています。

ただ、実際のところ、先ほど申し上げたとおり、月1回でこの日といっても、なかなかこの日に来られない方は結構いらっしゃるのですが、だからといって我々相談を受け付けないということではなくて、電話で大体連絡いただいたりとか、直接窓口につい先日も来たのですが、来られた場合は、職員のほうが別室を用意したりしてお話を聞いて、その上で例えば施設側に何か問題があるという場合には、我々のほうからその方の身分がばれないように施設側に確認を取ったりとか、例えば相談に来られた方が、自分の素性を何でも明かしてしまっていていいですよということであれば、実際こういうことが行われているようですけれども、それは法律に触れていませんかというような調査はしております。

先ほど委員のほうから、そういった内容もこういったところの場でこういうのがあったとかという報告があったほうがいいのではないかとということでございますので、これにつきましては例えば年に1回でも、なるべく施設とか、そういったところの個人情報が入せられるような状況で、こういう事例があって、介護保険課としてこういうような対応をしたというようなことのご報告ができるように、これは今後の宿題として我々承っていきたいと思いますので、貴重な意見、どうもありがとうございました。

以上でございます。

議長 1つ言わせていただければ、声を上げられる人はいいのですけれども、今委員がおっしゃったように、悶々と籠もって、そして最後人知れず去っていくという、それが一番怖いような気もするのですが、そういったところも含めて人材をどう確保するのかということ、今ありがとうございました。そこもちゃんとどこかで市として押さえないといけないのではないかと。だから、計画として考えるときに、まずニーズがあるから造る。それはいいかもしれないけれども、その人材を確保できるのか、それをちゃんと楽しく勤務ができているのか、やりがいを持ってやれているのか、それをどう押さえるのかと、そういったサイ

(案)

クルも考えていかないといけないのではないかと。貴重なご意見だと思います。

何かほかのご意見ありますでしょうか。

C委員

この人材確保で外国人の人材の養成育成支援事業と、103ページにあるのですけれども、たまたま私は介護サービス相談員ということで特養のほうに行っているのです。そこに5人のベトナムの方がスタッフとして働いています。まだ4年目だという男性の方、その方とちょっとお話しする機会があったんですけれども、この12月に本国に帰るそうです。理由は円安で生活が苦しいと。もう一つは、結婚されていて、ちょっと詳しくなりますが、奥さんが出産するのだそうです。それはベトナムで出産するということで、帰りますということで、日本はきれいで働きやすい、そしてスタッフも優しい。できればまた帰ってきたいというのですけれども、生活に苦しいとおっしゃっていました。

ほかの4人の方は本当に皆さんお若い方で、評判いいと思います。言葉はちょっと舌足らずなのですけれども、親身になってやっている様子がよく分かります。そういう方がたまたま1つの施設で5人いらっしゃるの、何か皆さん心強くて、働いていらっしゃるのだなというふうに思うのですけれども、これが例えば100床の施設で1人とか2人だったらとても大変だなと思います。だから、そういう方にもここに育成支援事業というふうに重なっていますので、分かりやすく、もちろん給料アップということは大前提なのですけれども、昨日の新聞辺りにも6,000円妥当発言とかということが大きく載っていますけれども、なかなかこれは国の施策なので、市としてはどうこうということではないのですが、やはり介護スタッフというのは本当に深刻です。ですので、その辺のことも、5人もいらっしゃるということで、みんな頑張っているというのはとてももったいないなと思いますので、その辺目を向けていただければと思います。

それともう一つ、A委員からお話があったように、本当に異常なのか。やっぱり希望者が300人、400人いらっしゃるということなのすけれども、ご承知かと思うのですけれども、1人で3つも4つも掛け持ちしている現状というのは、これは当たり前なのです。それをただ300人、400人待っているからというふうに捉えてはいないと思うのですけれども、去年の夏でしたか、私は話をしたかな。今コロナ禍だったということもあって、施設長さんが利用者さんの奪い合いの状況が出ていますとはっきりおっしゃったのです。だから、私も「ええっ、本当。ここ満床なのかな」というようなところ、ちょっと疑問

(案)

もあります。

以上です。

議長 ほかに手を挙げておられた方、どうぞ。

D委員 私、民生委員として施設の運営委員会へ参加しているのですけれども、いつも定期的に運営委員会をやっているけれども、その中であわや災害とかいう報告があるのです。だけれども、こういう災害が、大きな災害になったら目隠しはできないけれども、小さな災害というのは、こういうのも市として集計されているのか、それとも例えば議事録が市に上がっているのか。どこでもやっていると思うのですけれども、定期的に。だけれども、私たちがこういう指摘をして、言いつ放しになってしまって、最終的にはそれが何の反映もされていないかもしれない。それは、私にとって分からないけれども、同じことが繰り返されている。災害にしても同じことが繰り返されている。小さな災害なのですけれども、小さな災害がハインリッヒの法則に従うと300あれば大きな災害につながっていくというドイツの科学者が言ったとおりのことがあります。だけれども、現状は小さな災害がいっぱいごろごろしている。あそこに目に見えるのはごく僅かです。それで、報告をするのもごく僅かです。だけれども、実態はもっと多いのではないかと思います。そこを潰さないで。そして、あまりすると、結局先ほどから出ているように、ヘルパーさんとか、もうきつきつです。やっとやっているような現状があります。それは、私がいろいろな人から聞くのです。だけれども、私は施設を見るのは大きな施設を見ていないから、近くの1施設しか、あるいは2施設です、やっているのは。だから単眼的だから、小さな目ですけれども、そんなことが感じられました。

議長 すみません。災害ですか、事故。

D委員 違う。あわやだから、事故につながらなかった、骨折したりなんかがあるから。骨折すると事故になる。

議長 そういう意味ですね。ありがとうございました。

そういう事故記録みたいなものを含めて。

D委員 ちゃんと把握していて、それがほかの施設にもちゃんと。みんな同じような事故です。

E委員 今介護施設の働いている人たちの中で、力量ある職員がきちんと核となっている施設が大半だと思うのですけれども、そこで今回のコロナの感染症に対して対応し切ってきたのではないかと思うのです。今勤続疲労ではないけれども、

(案)

そういう介護施設が疲労を起こしている最中ではないかと想像するわけです。

先ほど満床とかという話がありましたけれども、300人から400人の待機があるという情報を得たのは一つのいいことなのですけれども、実際100人が満床なのに、90人とか95人の入所者で満床と考える支援の内容が伴わないために、そういう形を報告されているところも一部あるのではないかなという気がしないでもないのですけれども、とにかく職員の方たちの頑張りがあって、今の現状まで来たので、何とか数字の把握だけでもいいから、施設のほうからの困り事でもいいから、今一番困っていることは人材なのでしょうけれども、その中でもこういう内容ですというのは聞く必要があるのではないかなと思います。

以上です。

F委員 同じ内容なのですけれども、この待機者について、先ほど重複して申請されていると。そういった場合、これ他県なのですから、神奈川なんかは市がコーディネートして空いている施設、そういうところをうまく回してくれているというのです。ですから、越谷市は市のほうでこういう先ほどの満床、要するにもともとと言えば人員不足だと思いますけれども、そういう待っている方、これ普通に考えたら空いて、どなたかが亡くなるかでなければ入れないというふうに簡単に取れる。数字が300から400といたら、やっぱり待っている方のことを思えば、コーディネートという形で市が中に関係することはできないのでしょうか。空いているところもあると思うのです。ですから、そこを市はどういうふうに考えていらっしゃるかということです。

議長 今まではどちらかというソフトの面で、確かにそこは押さえなければいけないということです。これだけ確認させてください。300という数字について、これ市でただ単に足しただけではなくて、すり合わせをやったのでしょうか。

事務局 最新の情報が、毎年埼玉県のほうで全件調査を行ってしまして、令和5年度の最新の数字はまだ来ていないのですが、令和4年度の4月1日の時点で310人。この数字というのは、重複している数は入っていない。純粋に310人。

議長 名寄せしていますね。だから、ちょっとタイムラグがあるかもしれませんが、名寄せというのですか、ちゃんとその辺りはしているということでございます。逆に言うと、今おっしゃったように、先ほどの事故の問題であるとかということを含めて考えると、あと本当に人材が確保できていて、ちょっと減らしているような施設がないとか、そういったところの市のチェックは必

(案)

要だと思えますし、またそういったものを含めてちゃんとこの計画というのはきちんと練っておかなければいけないということはおっしゃるとおりだと思います。また、おっしゃるように、心に負担を抱えてさりげなくお辞めになると、そういうことがないように。やっぱりそこら辺はやっていかないといけないのではないかということだと思います。そのためにも、本当にエビデンスというものがあるかどうかというのはすごく突きつけられているような気がいたしております。

ほかに何かご意見があれば。

A委員

特別養護老人ホームだったり、老人保健施設であったりというのが、地域密着型とそうでない施設と2種類あるかと思うのです。地域密着型というのがついているものは、もう大原則として越谷市民が入所すると。ただ、一方で地域密着型ではない施設に関しては、近隣市町村の施設を利用することも可ということですので、越谷市民が300人、400人待機がいるからといって、市内の事業所で吸収しなければいけないとは必ずしもないのかなとは一部思ったりはしています。実際担当している方の中で施設を探すときに、複数市町村で複数申込み手続をして、急ぐ場合であれば早いところというような対応もよくあるかと思えますので、ただその施設が今回特定施設も100床増やしていくというので、なるべく入所、入居のほうで体制を整備していきたいというところがあるかと思うのですが、入所、入居施設を造れば造るほど在宅の介護人材というのが、施設と在宅と両方を増やした分だけ人材を増やさないと、結局どこかが苦しむという形になろうかと思いましたので、そういった意味でその施設数に関しては、それだけ建てたら、その分これだけ職員がいなければいけないというハードルが新たに生まれるという意味になりますので、間違いなく造った分だけ人材が在宅から施設に流れるというところはあると思えますので、その辺に関して越谷市ではもう介護人材フェアとかいろいろな取組はしていたで、ご尽力はいただいているのですが、それでも正直苦しいなというところがありましたので、300人、400人の考え方、またちょっと検討していただければと思い、再度申し上げました。よろしく願いいたします。

議長

まずは、実際それだけの人数が入所する必要がないのではないかというご意見だと思います。ただ、それだけの数がいらっしゃる以上、何らかの対応もしなければいけないだろう。あともう一つ、言っていただいたように、そうしたら在宅の方の今までやっていたのに加えて、また入所している方の対応のこと

(案)

も考えなければならないのではないかと。となると、そもそもそれだけのスタッフというものがどうなのだろうかということを考える、非常に奥深い問題だと思いますし、本当に実態を、しっかりとした市としてもエビデンスを追いながらやっていく必要があるのではないかなということ深く考えさせられます。おっしゃるとおりだと思います。

ほかによろしいでしょうか。

G委員 すみません。今待機者のことで300人とかという話が出ていますけれども、これを待機者を市としても300人のためにまた施設を造るというのか、それとももっと、今お話を聞いていても、施設、施設といろいろな意見があるのですけれども、そうでなくて地域の中でお年寄りが住めるようなシステムをつくるというのが必要なのではないかなと。私の周りなんかでも、年を取っている人は、私も年寄りに入っていますけれども、80ぐらいになっている人は必ず年を取ったら施設に入るのだね。施設に入るには20万以上かかるよと。今の生活では、今の年金では入れないよねと、悲しい話ばかり出てくるのですけれども、でも地域の中で何とか住めたら、おうちもあればいいのかなと。私は、施設よりも、地域の中で何かができたらいいなというふうに思っていますので、その方策というか、そういう話をもっと話をされたほうがいいかなと思いました。

この63ページの重層的支援体制整備事業とあるのですが、ここら辺なんかも活用していったら、住みよいまちに、住みよいまちというところすごくオーバーだけれども、私はそのほういいのかな。私自身は施設に入りたくないし、入りたくないと言ったら怒られてしまうけれども、自分のおうちですとついの住みかにしたいなと思っているので、ぜひみんなで知恵を出してやっていけたら。

以上です。

議長 ありがとうございます。おっしゃるとおりです。だから、希望があることは、一つのエビデンスでそういったことを考えるけれども、おっしゃるように、では地域で何かできるのかということも当然併せながら考えていかないと。だからこそ、A委員おっしゃるように、深い地域での支援体制もどこかで確保しつつということになると、それだけの人材を本当に確保できるのかと、非常に悩ましい問題が起きることなのかなというふうに拝察しております。

ということでよろしゅうございますでしょうか。非常に深い議論をしていた

(案)

だいたと思います。ただ、ここで皆様にお諮りしたいことがございます。今事務局のほうから冊子内容についてのご意見を、説明が飛び飛びであったというご指摘もございましたが、10月31日までということでもございました。しかしながら、パブコメをつくるために庁内の稟議を考えますと、その素案を反映し、その上で運営協議会を開催、協議するにはもう時間のスケジュールで相当難しいということがございます。

そこで、10月31日までに寄せられた意見につきましては、事務局において検討して、整理したものを改めて会長と副会長、私どもで確認し、それをパブリックコメントに載せるという、そういうスケジュール感で行かせていただければと存じます。本当は、また集まってという感じもなるのでしょうかけれども、皆様お忙しいのと、それをやっているとても事務局が内部の稟議とかで間に合わないと思いますので、出されたものはきちんと整理していただき、それをまた我々のほうで確認させていただくという方向でさせていただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

議長 ありがとうございます。ご異議なしというふうに承らせていただきます。

(2) 高齢者保険福祉計画・介護保険事業計画について

③今後のスケジュール

議長 それでは、次、では先ほど話をちらっと触れましたけれども、今後のスケジュールということ事務局よりご説明いただきたいと思います。

事務局 それでは、議事の③、今後のスケジュールについてご説明をいたします。

右上に資料の1と書いてあるものの3ページ目、こちらをお開きください。今後のスケジュールでございますが、委員の皆様から10月末までに受け付けたご意見、こちらを検討、反映したものは会長、副会長にご承認いただいた後に、11月中旬の政策会議で報告し、パブリックコメントを実施する予定です。先ほどもC委員、D委員、それからE委員、それからF委員、A委員、G委員さんから様々なご意見をいただきました。これは、全て反映できるかどうかは別といたしまして、事務局の考え方もそこでちょっと会長、副会長にお伝えをしながら決めていきたいというふうに考えております。

次回、この表でいきますと1月の下旬までに第4回の運営協議会を予定しております。この運営協議会につきましては、今回提示していない第5章の給付

(案)

推計、それから資料編を含めた冊子の全体版、完成版をお示しすると、パブリックコメントの結果をお示しする予定でございますが、場合によってパブリックコメントの意見等がない場合には、ご意見の提示状況にもよりますが、書面会議という可能性もございます。これ対面の会議にするか、書面会議にするかに関しましては、またパブリックコメントの状況を見て会長、副会長と協議の上、改めて皆様にご連絡を差し上げたいと考えております。

続きまして、この資料1の4ページ目をお開きください。こちらの説明は、先ほどと重複いたしますが、パブリックコメントの工程表になります。期間につきましては、来月の21日から12月の20日を予定しております。周知の方法といたしましては、ホームページ、それから「広報こしがや」の11月号に掲載をする予定です。意見提出方法や意見箱の設置場所につきましては、こちらに書いてあるとおり、介護保険課窓口、それから地区センター、包括支援センター等に置いていく予定です。前回の計画のときも同じ工程の中でこのパブリックコメントを実施いたしました。前回につきましては5名の方から14件、そのうち1件の意見を反映しております。この1件が何かと申しますと、認知症の関係で、認知症という言葉に関して、これは決して高齢者だけではないと。若年性の方も認知症があるということで、その文言を追加してもらいたいというご意見に対して、意見を反映した経緯がございます。今回もパブリックコメントをやっていく中で意見として採択できるものについては、そういった形で採択をしていきたいと考えております。

パブリックコメントで公表する資料につきましては、今度は別紙2になりますが、白黒のA3判の横になっているこちらです。これが、今日こちらの冊子に載せたものの本当の概要版になります。その概要版とこの冊子、この2つをパブリックコメントの意見公募として提出するということです。自治体によっては、本当に今皆様のお手元に概要版のペラーしか出していないような自治体もあるのですが、本市といたしましては概要版とこの冊子、この形でパブリックコメントを行っていきたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

議長 一応流れについて事務局から説明がありました。

何かご意見はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 一言だけ最後に言わせていただきますが、私たちはエビデンスに基づいてこ

(案)

の計画を立てなければいけない。しかし、この計画、建物を一つ造るということに関しては、当然人が必要ですし、そこには人間関係がありますし、事故も起こる。そしてまた、外国人さんが気持ちよく勤められるかどうか、そういったことも含めてやっぱり考えなければいけないということを考えると、今はハードというか、仕組みについて議論しておりますけれども、そこにどうやって中身を入れていくのか、非常に深いものが考えなければいけないのではないかと。ただ、それが非常に楽観的になかなか言えないというような状況が、今日ご議論の中で示されたのではないかと認識しておりますし、皆様に深いご議論をいただきましたこと、心から感謝申し上げます。

それでは、本日の議事は終了となりますので、進行のほうは事務局にお返ししたいと思います。

司 会 星野会長、ありがとうございました。

4 その他

司 会 それでは、事務局より1点ご連絡させていただきます。

次回の会議につきまして、令和6年1月下旬を予定しております。具体的な日程は、正副会長と調整させていただき、改めて皆様にご連絡させていただきます。

5 閉 会

司 会 それでは、閉会の言葉を久保田副会長からお願い申し上げます。

久保田副会長 委員の皆様、本日は建設的な意見をありがとうございました。

かなり深いところの問題が、どうも横につながっているような気がしてならない。しかも、認知症基本法ができて、認知症の方も増えてくるであろう予想されるこの時期に、さらなる追い打ちをかけるような介護人材不足とか、それから家族問題とか、様々なことが起こり得る可能性が十分考えられるので、そういう意味では早めにこういうふうな地域で支える仕組み、健常な方も、それからそうでない方も共に暮らしていけるような、そういうまちづくりとか、そういうことが非常に大事になってくるのかなと。やっぱり懸念されるのは人口減少社会と、その中で占める高齢者の割合はどうしても増えてくる可能性があるため、介護力だけではなく、処遇だけではなくて、そこから起因する様々な問題についても早めに手を打っておかなければいけないのかなということを感じ

(案)

じました。

10月31日締切りで、今日お越しいただいている委員の皆様の中にはまだご発言いただけていない委員の方もいらっしゃいますので、どうぞ忌憚のない意見をお寄せいただいて、こちらのほうで対応していくというような形になると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日はすごく時間が、まもなく16時15分になろうかと思いますが、皆様お忙しい中をありがとうございました。

私からは以上です。

司 会 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして令和5年度第3回越谷市介護保険運営協議会を閉会とさせていただきます。皆様、本日は大変ありがとうございました。